

イベントにおける開催制限の考え方【国の方針】

資料2-2

基本的対処方針（令和3年11月19日変更）、国事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等の留意事項等について」（令和3年11月19日付け）より

| | | 感染防止安全計画策定 ・参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント （緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域は5,000人超のイベント） ・「大声なし」の担保が前提 | その他 （安全計画を策定しないイベント） |
|-----------------|------|--|----------------------------------|
| 下記以外の区域 （現在） | 人数上限 | 収容定員まで | 「5,000人」又は「収容定員50%」 のいずれか大きい方 |
| | 収容率 | 100% | 大声なし:100% 大声あり:50% |
| まん延防止等重点措置区域 | 人数上限 | 2万人 ワクチン・検査パッケージ制度の適用により収容定員まで追加可 | 5,000人 |
| | 収容率 | 100% | 大声なし:100% 大声あり:50% |
| 緊急事態措置区域 | 人数上限 | 1万人 ワクチン・検査パッケージ制度の適用により収容定員まで追加可 | 5,000人 |
| | 収容率 | 100% | 大声なし:100% 大声あり:50% |

人数上限と収容率のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

イベント開催等における感染防止安全計画について

イベント主催者等は、参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合は、具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画を大阪府に提出。大阪府は、その内容を確認・助言等を行うことで、対策の実効性を確保するもの。

イベント開催時における感染防止安全計画

| | |
|-------|---|
| 対 象 | 参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベント (緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域は5,000人超のイベント) |
| 感染防止策 | イベントごとに、飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底等の感染防止策を記載 【感染防止対策の項目】 ①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底、 ②手洗、手指・施設消毒の徹底等、 ③換気の徹底、 ④来場者間の密集回避、 ⑤飲食の制限、 ⑥出演者等の感染防止策、 ⑦参加者の把握・管理等 |
| 受付開始 | 令和3年11月25日～（開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出） |
| 結果報告 | 終了後1か月以内を目途に大阪府に提出 |

○感染防止安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策への対応状況を確認するチェックリストをイベント主催者等がHP等で公表

大阪府 イベント開催等における感染防止対策

検索

※ 「まん延防止等重点措置区域」及び「緊急事態措置区域」の場合には、感染防止安全計画に加え、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限を収容定員まで緩和する。

「ワクチン・検査パッケージ制度」の詳細については、後日、改めて公表する。